

令和2年5月1日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うガス料金に対する特別措置の一部変更について

南日本ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金のお支払いが困難なお客様に対し、令和2年3月24日にお知らせしている通りガス料金の特別措置を講ずることとしております。しかし、依然新型コロナウイルスによるお客様への影響が継続している状況を考慮し、下記の通り特別措置の内容を一部変更することといたします。

記

1. 適用対象者

当社とガスの契約をしており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客様

2. 特別措置の内容

令和2年2月検針分及び3月検針分のガス料金に加え、令和2年4月及び5月検針分のガス料金についても、それぞれ1か月延長いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置の適用のご相談、お申込みについては、下記までご連絡ください。

南日本ガス株式会社 川内本社 電話 0996-22-7111

南日本ガス株式会社 国分工場 電話 0995-47-5211

【受付時間】 8:00 ~ 17:30